

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 国政調査権の意義とその限界
- (2) 行政行為（行政処分）の当然無効の意義

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

Y 県の職員は 1 級から 10 級までに区分されており、1 級区分（主事・技師）の給料月額
の平均は 194,000 円、5 級区分（主幹）は 340,000 円、7 級区分（課長）は 403,000 円、
10 級区分（本庁部長）は 540,000 円である。Y 県では、課長級の管理職試験に合格した者
は、5 級・6 級の職を数年経験した上で、人事異動等によって任命可能となった管理職（7
級以上）のポストがある場合、当該ポストに就くのが一般的な人事の運用である。Y 県の
全職員数は 8,500 人で、内訳は 1 級から 4 級までが 6,000 人、5 級・6 級が 2,100 人、7 級
以上が 400 人となっている。

韓国籍の特別永住者である X はいわゆる在日コリアン四世で、Y 県で生まれ、高校卒業
まで同県で過ごし、近県の大学を卒業して国家試験に合格し、保健師の資格を得た。2003
年に Y 県に保健師として採用された X は、県内の保健所に勤務し、健康相談、保健指導等
の業務に従事していた。X が 2018 年度の課長級の管理職選考試験（選考種別の技術系の選
考区分：医化学）を受験しようとしたところ、Y 県人事委員会は日本国籍を有しない者の
受験資格を認めていなかったため、X は受験することができなかった。同委員会がそのよ
うな取扱いの根拠としたのが、いわゆる「公務員に関する当然の法理」、すなわち、「地方
公務員の職のうち公権力の行使又は地方公共団体の意思の形成に携わるものについては、
日本の国籍を有しない者を任用することができない」（1973 年 5 月 28 日自治公一第 28 号
大阪府総務部長宛公務員第一課長回答）とする考え方であった。

X は管理職選考試験の受験を拒否されたことによる精神的苦痛に対する損害賠償を求め
て、Y 県を被告として国家賠償請求訴訟を提起した。

設問：X の立場から法的主張をした上で、その主張の当否について、あなた自身の見解を
示しなさい。

【資料】保健師助産師看護師法（抄）

第 2 条 この法律において「保健師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、保健師の名称
を用いて、保健指導に従事することを業とする者をいう。

第 7 条① 保健師になろうとする者は、保健師国家試験及び看護師国家試験に合格し、厚
生労働大臣の免許を受けなければならない。

第 35 条 保健師は、傷病者の療養上の指導を行うに当たって主治の医師又は歯科医師があるときは、その指示を受けなければならない。

第 36 条 保健師は、その業務に関して就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときは、これに従わなければならない。ただし、前条の規定の適用を妨げない。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問(1)(2)について合わせて 800 字以内で答えなさい。

A市長は、A市職員組合に対し、地方自治法 238 条の 4 第 7 項に基づき、市庁舎内の一室を事務所として使用することを許可していたところ、2018 年 10 月 31 日に、市庁舎の狭隘化を理由として、同条第 9 項に基づき、使用許可を取り消す処分（以下、「本件取消処分」という。）を行い、市庁舎からの立ち退きを要請した。しかし、A市職員組合はこれに納得せず、引き続き市庁舎内の一室を事務所として使用していたところ、A市長は、2018 年 12 月 14 日に、A市職員組合に対し、行政代執行法 3 条 1 項に基づき、2019 年 1 月 4 日正午までに事務所内の物件をA市庁舎から搬出しないときには、行政代執行法の規定により代執行を実施する旨の戒告（以下、「本件戒告」という。）を行った。そこで、A市職員組合は、本件取消処分及び本件戒告の取消訴訟（行政事件訴訟法 3 条 2 項）を提起し、さらに、執行停止（同法 25 条）を申し立てることを検討している。

設問：

- (1) A市職員組合は、本件戒告につき、どのような違法事由を主張すべきか、検討しなさい。なお、A市は市庁舎の管理に関する条例を制定していないものとする。
- (2) A市職員組合の市庁舎からの立ち退きを実現するため、A市は行政上の代執行以外にどのような手段を有するか、検討しなさい。